

報道関係者 各位

令和5年9月28日（木）

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部賃金室

室長 松山 雅彦

室長補佐 松下 真一

（直通電話）099（223）8278

E-mail

chinginshitsu-kagoshimakyoku@mhlw.go.jp

### 令和5年度鹿児島地方最低賃金審議会 第1回鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会を開催

鹿児島地方最低賃金審議会（会長 まつえだ 松枝 ちづる 千鶴）は、令和5年10月5日に令和5年度鹿児島地方最低賃金審議会第1回鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会を開催します。

1 日時 令和5年10月5日（木）午前10時～

2 場所 鹿児島合同庁舎 第2会議室（3階）（電話：099-223-8278）  
（所在地）鹿児島市山下町13番21号

#### 3 主な議題

- （1）最低賃金を決定する場合の確認事項について
- （2）「産業別最低賃金から除外する手当」と「適用除外となる労働者」の取扱いについて
- （3）実地視察、参考人意見聴取の実施の必要性の有無について
- （4）審議に当たっての労使各側の基本的考え方について
- （5）今後の審議日程について
- （6）その他

#### 4 取材

- （1）取材申込者は、取材希望の旨を電話又はメールにより、10月4日（水）までにお申し込みください。
- （2）会議は公労使三者が揃って議論を行う場のみ公開の予定です。（公開の決定を冒頭で行います。）
- （3）お申し込みいただいたご本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日はご本人であることが分かるものをお持ちください。